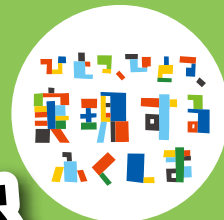


労働者・事業主のみなさんへ



労働トラブルで 困っていませんか？

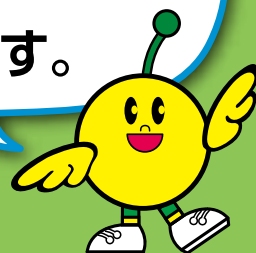


労働委員会に相談しよう！

電話、来所、メールでの相談を受け付けています。

電話

024-521-7594



キビタン©福島県

来所

福島県労働委員会(福島県自治会館4階)

※場所については、裏面をご覧ください。

メール

メールによる相談
送信フォームはこちら▶



詳しくはホームページで

福島県労働委員会 メール相談

検索

受付時間

土日祝日・年末年始を除く

8:30～12:00 / 13:00～17:00

労働委員会

X(旧Twitter) やってます！



福島県労働委員会

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC
www.fsc.org
FSC® C011278

労働委員会とは？

労働委員会は、労働者個人・労働組合と使用者（会社や団体等の事業主）との間の労働トラブルを迅速に解決するための県の行政機関です。

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者の委員で構成されており、公正・中立な立場で労働トラブルの解決のお手伝いをします。

利用
無料



労働者委員

(労働組合の役員など)

公正・中立



公益委員

(弁護士、大学教授など)

秘密
厳守



使用者委員

(会社経営者など)

解決制度のご案内

1 個別労使紛争の あっせん

労働者個人と使用者との間で起きた労働に関するトラブルについて、労働委員会の委員が、当事者双方の話を聞いて問題点を整理し、合意点を探りながら歩み寄りを促し解決を図ります。

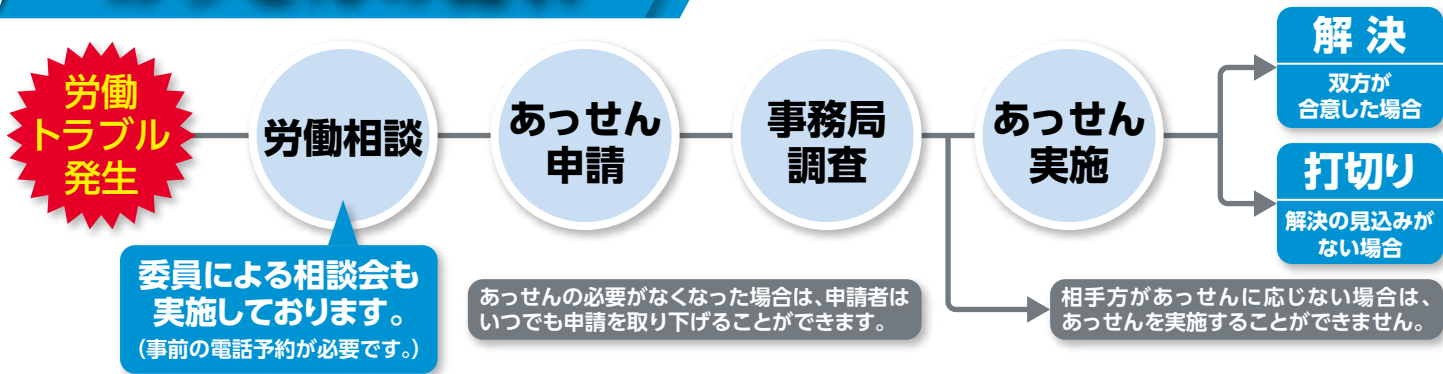
2 労働争議の調整(あっせん・調停・仲裁)

労働組合と使用者の間で、労働関係について主張が対立し自主的に解決することが難しい場合、労働委員会が当事者双方の主張を聞き、公正・中立な立場で双方の主張を調整して紛争の解決を図ります。

3 不当労働行為の審査

使用者による団体交渉拒否や労働組合員であることを理由とする不利益取扱いなどの不当労働行為について、労働組合や労働者から救済申立てがあった場合は、内容を審査し解決を図ります。

あっせんの流れ



福島県労働委員会

〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館4階

- お車で越しの方は、県庁駐車場をご利用ください。
- アクセス 東北自動車道福島西I.Cから車で約20分
JR福島駅から車で約7分、徒歩約13分

詳しくはホームページで

福島県労働委員会

検索

